

名称	所在地	指名停止期間	指名停止理由
サンリン株式会社 代表取締役 百瀬 久志	東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3	令和7年12月19日から 令和8年 6月18日まで (6か月)	サンリン株式会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社 本久 代表取締役 加藤 章	長野市桐原一丁目3番5号	令和7年12月19日から 令和8年 6月18日まで (6か月)	株式会社本久は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
渡辺商事株式会社 代表取締役 渡辺 英祐	長野市篠ノ井御幣川1128番地の1	令和7年12月19日から 令和8年 6月18日まで (6か月)	渡辺商事株式会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社 花岡 代表取締役 花岡 賢太郎	長野市吉田四丁目14番15号	令和7年12月19日から 令和8年 6月18日まで (6か月)	株式会社花岡は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。